

平成 26 年 2 月 28 日

お客様各位

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
会長 角口 賀敏 (印略)
副会長 藤本 俊雄 (印略)
(流通委員長)

消費税改定に伴うレンタル協会の対応について

拝啓 貴社ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。

常日頃より、当協会会員のレンタル商品をご利用頂き感謝申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が改定されることは、周知のことと存じます。既に、当協会ホームページの 1 月 6 日の「お知らせ」欄に掲載済ですが、当協会として「消費税転嫁カルテル」を昨年末に公正取引委員会に申請し受理されております。

つきましては、当協会会員もその取扱いについては、下記の通りとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

協会会員一同今までに増してサービスの向上に努める所存ですので、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 3 月 31 日以前に貸出し、3 月 31 日迄に返却の場合 消費税 5%
2. 3 月 31 日以前に 3 月 31 日返却予定で貸出し、3 月分のレンタル料金が貸出時に支払済で、貸出期間延長され返却が 4 月以降となった場合 4 月以降分のみ消費税 8%
3. 3 月 31 日以前に 4 月をまたぐ数ヶ月間で貸出し、数か月分のレンタル料金を貸出時に一括請求し、且つ、レンタル会社が 3 月 31 日迄に一括収益計上している場合 (今までも継続してそのような会計処理を行っている場合に限る) 消費税 5%
4. 3 月 31 日以前に数ヶ月間で貸出し、代金が月次支払の場合 4 月 1 日以降分消費税 8%

以上